

関係各位

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

毒物及び劇物取締法は、保健衛生上の見地から必要な取締を行っておりますところ、今般、毒物及び劇物指定令の一部が改正されましたのでお知らせします。

(公布日 令和4年1月28日)

<改正概要>

1 次に掲げるものを新たに「劇物」に指定

- ・ 4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。

2 「毒物」に指定されていた次に掲げる物を「劇物」に指定

- ・ [(2-カルボキシラトフェニル)チオ] (エチル)水銀ナトリウム (別名チメロサル) 0.1%以下を含有する製剤。
- ・ 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)- (1RS, 3RS)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 1.5%以下を含有する製剤
ただし、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)- (1RS, 3RS)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.5%以下を含有するものを除く。

3 次に掲げる物を劇物から除外

- ・ 1, 2-ジ (2-[4-[2-(2-メチルプロポキシ)カルボニル-2-シアノエチル]フェニルチオ]エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤

<施行日>

令和4年2月1日

ただし、前記3については、令和4年1月28日

<経過措置>

- ・ 本改正の施行の際、新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を現に営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和4年4月30日までの間、毒物及び劇物取締法第3条、第7条及び第9条の規定を適用しないこととなります。
- ・ 本改正の施行の際、新たに劇物に指定した物で現に存するものについては、令和4年4月30日までの間、毒物及び劇物取締法第12条第1項及び第2項の規定を適用しないこととなります。

【お問合せ】

東京税関業務部通関総括第2部門 (電話: 03-3599-6338)

※ 指定令改正に関する問い合わせは、

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課へお願いします。